

国見町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 5 号

国見町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

国見町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和元年 12 月 2 日規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

介護保険認定調査員（准看護師、ケアマネージャー、介護福祉士）	1	15	1	33
--------------------------------	---	----	---	----

」を「

介護保険認定調査員（准看護師、ケアマネージャー、介護福祉士、社会福祉士のいずれか）	1	15	1	33
---	---	----	---	----

」に、「

保健事業推進員（保健師、助産師）	1	25	1	43
------------------	---	----	---	----

」を「

保健事業推進員（保健師、助産師）	1	25	1	43
福祉相談員（社会福祉士、精神保健福祉士のいずれか）	1	15	1	33
福祉相談員（看護師）	1	19	1	37
福祉相談員（保健師）	1	25	1	43
管理栄養士	1	25	1	43

」に改め、同表水道技術員の項中「5」を「15」に、「13」を「33」に改め、同表中「

教育支援サポーター	1	25	1	43
-----------	---	----	---	----

」を「

教育支援サポーター	1	25	1	43
地域連携・教職員支援員	1	25	1	43

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。